

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業の社会的責任を果たし持続的な成長を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が重要な経営課題だと考えております。その基本認識に基づき、経営の透明性と健全性の確保、迅速な意思決定と適切な事業遂行、法順守と倫理の確保の実現に向けての組織管理体制の整備に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は企業間取引の強化に資するため、顧客や仕入先・委託先の株式を保有しております。当社は印刷事業を中心とする受注産業であり、顧客や仕入先・委託先との関係性強化が事業継続、ひいては企業価値向上には必要であると認識しております。保有先顧客からの継続受注の確保、同じく仕入先・委託先からの品質・価格・納期における安定的な調達に繋げてまいりたいと考えております。

また、株式の安定化に加えまして、今後の積極的な事業展開に必要な資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達を目的として、金融機関等と株式の相互保有をしております。

以上のような効果は銘柄の評価時点で一概に測れるものではなく、将来にわたり効果が表れるものであると考えております。従いまして、当社としましては政策保有株式における定量的な保有効果の算出は困難であると判断しております。

保有する株式は重要な取引先に限定し、長期間保有することを原則とし、保有状況については毎年見直しを行っております。経営統括本部が相手先企業の業績、株価、配当、取引関係の状況等を適宜監視しており、保有する意義が希薄と考えられる場合(年間取引額が大幅に減少するなど)や減損リスクが見込まれる場合は、速やかに売却する方針であります。見直し結果については取締役会に報告し、検証をしております。

なお、当該原則が求める「保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかの具体的な精査」につきましては、今後の検討課題として認識しております。政策保有株式の議決権については、投資先企業の中長期的な企業価値の向上の観点からその行使についての判断を行います。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

当社では、外国法人等の所有割合が2020年3月末時点で1%未満と低いこと、および業務、効率の面から、英語での情報の開示・提供を実施していません。今後、外国人割合に応じて、検討してまいります。

【補充原則4-1-2 取締役会の役割・責務(1)】

現在、当社を取り巻く経営環境が先行きの見えにくい状況にあるため、中期経営計画を開示しておりませんが、有価証券報告書などにおいて各年度ごとに、中長期的な観点を踏まえて、1.経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、2.事業等のリスク、3.経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析(次期の見通しを含む)を開示することで株主・投資家との認識の共有を醸成できるよう努めております。

また毎期初において、当該期の目標額を開示しており、その実現に向けて社員一丸となって取り組んでおります。目標額と一定の乖離が生じた際は、必要な開示を行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年3月期の業績見通しにつきましては現在未定としております。今後、業績予想の開示が可能となった時点で速やかに公表させていただく予定です。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務(1)】

当社は地域事業部制を採用し、各事業部長に事業部全体の意思決定に関わる責任と権限を与えることにより、経営者の育成を進めておりますが、最高経営責任者(CEO)の計画的な育成には至っておりません。今後取締役会を通じて適切に後継者候補の育成計画を立案し、実行していきたいと考えております。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】

当社は任意の報酬委員会を設置しておりません。取締役の報酬については、基本報酬、単年度業績に連動した短期インセンティブとしての賞与、中長期的なインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成しています。報酬水準の妥当性については、外部機関による国内主要企業の報酬水準の調査などに基づき、取締役会で検証しています。取締役個々の基本報酬の算定基準につきましても、取締役会の協議にて定めております。なお、社外取締役の報酬につきましてはその役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしています。

取締役の基本報酬につきましては、株主総会の決議により決定した取締役の報酬総額の限度額内において、社外取締役の意見を聴取した上で、会社業績、世間水準等を勘案して取締役会で決定しております。基本報酬は月例定額制であり、役割の変更をその都度、反映するとともに、前期業績を適正に人事考課し、評価に反映しております。なお、2020年3月期における取締役個々の基本報酬額につきましては、2019年6月26日開催の取締役会決議により、上記記載の算定基準に基づき代表取締役に一任しております。

賞与につきましては、株主総会の決議により決定した取締役の報酬総額の限度額内において、業績に応じて期末賞与を支給しており、取締役会で決議した上で決定しています。業績が悪化した際は、支給の可否及び支給額の減額を取締役会で検討しております。2019年8月26日開催の取締役会において、賞与における支給基準と支給金額について決定いたしました。支給基準としては、対応年度決算の連結及び単体に営業利益を計上し、且つ連結経常利益5億円以上、単体経常利益2億円以上を計上することとしております。支給金額については総額72百万円以内、連結当期純利益の10%以内、単体当期純利益の20%以内とすることを決定いたしました。なお、2020年3月期におきましては、賞与支給を取りやめております。

譲渡制限付株式報酬につきましては、株主総会で決議いただいた金銭報酬債権の総額および発行または処分される普通株式の総数の限度内にて、取締役会の協議によって定めております。なお、2020年3月期における取締役個々の譲渡制限付株式報酬額につきましては、2019年7月18日

開催の取締役会決議により決定しております。

以上が当社における取組みであります。現状では、中長期的な業績と連動する報酬を設定しておらず、報酬委員会も設置しておりません。客観性・透明性ある報酬制度の設計につきましては、任意の報酬委員会の設置を含め、引き続き取締役会で検討してまいります。

【補充原則4 - 3 - 2 取締役会の役割・責務(3)】

CEOの選任につきましては、社外取締役の意見も聞いた上で、代表取締役の間で意見を集約し候補者を決め、取締役会で選任する手続きとしております。任意の指名委員会の設置を含めまして、客観性・適時性・透明性ある手続きの確立につきましては、今後の課題であると認識しております。

【補充原則4 - 3 - 3 取締役会の役割・責務(3)】

当社はCEOを解任するための基準は定めておりません。法令違反や定款等の社内規程に違反した場合、当社の企業価値や社会的信用を著しく低下させた場合等、客観的に解任が妥当と判断される理由がある場合は社外取締役が出席する取締役会での十分な審議を行った上で決議することいたします。

【補充原則4 - 10 - 1 任意の仕組みの活用】

独立社外取締役は現時点で2名に留まりますが、監査役3名(うち独立性の高い社外監査役2名)と緊密に連携して当社の経営監視・監督を行っております。また内部統制システムも有効に機能していることから、今後も現在の体制を維持するとともに、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する任意機関を設置することを検討してまいります。

なお当社では、指名委員会も報酬委員会もいずれも設置しておりませんが、必要に応じて、経営陣幹部人事と役員報酬について、社外取締役の意見を聴取した上で会社としての意思決定を行っています。しかしながら、そのプロセスが必ずしも毎行われている訳ではありませんので、今後、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するための、任意の指名委員会・報酬委員会の設置の是非を検討してまいります。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、現在8名で構成しており、うち2名が社外取締役です。取締役には、管理部門、営業部門、製造部門の各々の分野に精通した人材を1名以上置くこととしております。また、当社は地域事業部制を敷いており、利益管理単位の長である事業部長には原則として取締役が就き、分担して各地域の統括管理に当たっております。

当社の監査役会は3名で構成され、その過半数である2名の社外監査役を置き、取締役会の職務執行について監査しております。

社外取締役・社外監査役の選任に当たっては、独立性を有するだけでなく、経営全般に亘る広汎な見識、経験、実績を有していること、または特定分野での高い専門性を有し経営課題に対し適切な意見具申ができることを判断基準として選任しております。社外監査役には、法律、財務及び会計、経営等の専門的知見を有することを基準として選任しております。

女性と外国人の取締役、監査役は選任しておりません。女性の取締役は今後の課題と認識しておりますが、外部招聘を含めまして、当面は現実的ではないと判断しております。外国人につきましても、2020年3月期連結売上高における海外比率が5.1%と軽微であること、また外国人株主比率が2020年3月末時点で1%未満であることを踏まえ、当面は必要性に乏しいと判断しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は今のところ、取締役会全体の実効性についての分析・評価は行っていません。今後、各取締役が取締役会の有効性と自らの取締役としての業績等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役会に提出し、取締役会においてその実効性についての分析・評価を行う仕組みを構築するため、調査・検討を行ってまいります。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

現在、当社を取り巻く経営環境が先行きの見えにくい状況にあるため、中期経営計画を開示しておりませんが、有価証券報告書などにおいて各年度ごとに、中長期的な観点を踏まえて、1.経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、2.事業等のリスク、3.経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析(次期の見通しを含む)を開示することで株主・投資家との認識の共有を醸成できるよう努めております。

今後は、目標指標の多様性や経営資源の再配分等に関する説明を含め、より充実した説明を行えるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 政策保有株式】

本報告書I-1.基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会規程に基づき、そうした取引が会社および株主共同の利益を害することがないよう、社外取締役も構成員となっている取締役会が、その必要性、内容の妥当性等を十分検証の上承認を得た場合のみ実施することとしております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員への福利厚生制度の一環として企業型確定給付年金制度を設けております。本年金制度の運用については、外部の信頼できる運用機関を評価、選定し、運用を委託しております。資産運用に際しては過度なリスクを取らず、下落リスク抑制を重視した運用方針を取り、この方針を運用委託先と共有しております。

経営統括本部長は、経理部門、人事部門の部門長等に適切な資質を持った人材を配置するとともに、所管業務のレベルアップを図るためにセミナーへ出席させるなど、必要な知識を習得させております。以上の取組みにより、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が生じないよう管理しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、「Hard + Soft + Heart」を基本理念に掲げ、お客様から期待され社会から信頼される企業を目指しております。生産設備等の合理化を推進して高品質と高付加価値の実現を目指すとともに(Hard)、高い「技術力」「情報力」を活かした創意あふれる提案でお客様の抱える課題を解決(Soft)してまいります。お客様に心から満足していただくためには、このHardとSoftと同時に「Heart」、すなわち心を込めたサービスとネットワークを活かしたきめ細かなサポートで、お客様に感動やよるこびをお届けする姿勢が不可欠だと考えております。こうした理念に基づきお客様満足度の向上に取り組み、お客様から一番にご指名いただけるファーストコールカンパニーを目指しております。

当社は、2024年3月期に創業100周年を迎えます。当社におきましては、100周年およびさらにその先を見据えたグループ長期ビジョンとして、「顧客の圧倒的支持を得るワンストップソリューションを提供し、ロイヤルカスタマー比率を高め続ける」を制定しております。当社グループは、より高いお客様満足と付加価値の創出を目指し、多様化・高度化する課題に適切に対応できるよう、デジタル技術を含む印刷関連技術を活かしたクオリティの高い企画提案ときめ細かい顧客対応力の強化を図ってまいります。

また従来型の印刷市場が成熟化している今日、今後の成長には、これまで培った印刷関連技術を中心に、関連の周辺領域へ展開する「拡印刷事業」の促進が不可欠と考えております。

その実現に向け、半導体関連マスク事業を一層強化するとともに、物流・システム開発・データ収集分析・事務局運営・イベント請負等のサービスをさらに強化してまいります。また、他社とのアライアンスや海外展開にも積極的に取り組んでまいります。

(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
本報告書I-1.基本的な考え方に記載しております。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書I-1.基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】、【補充原則4 - 2 - 1 取締役会の役割・責務(2)】に記載しております。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部である執行役員の選任に当たっては、担当取締役が推薦状を社長へ提出し承認を得た上で、取締役会に諮ります。当該決定に当たっては、活動の成果とプロセスを評価するとともに、幹部としての力量、資質、専門性についてアセスメントするほか、事業計画に基づく組織体制に照らした最適な人材配置を総合的に勘案して、取締役会において選定いたします。

取締役候補の指名に当たっては、担当取締役の推薦に基づき、社外取締役の意見を聴取した上で、社長が取締役候補者を決定し、取締役会の承認を得て決定しております。当該決定に当たっては、取締役会議案の審議に必要な広汎な見識、経験及び実績を具備していることのほか、掌握する業務の問題を的確に把握し他と協力して問題を解決する能力があること、また人望があり、法令及び企業倫理の順守に徹する良識を有することを基準としております。

監査役候補の指名におきましては、監査役会の意見を聴取した上で、取締役会に諮ります。当該決定に当たっては、企業監査に必要な見識、経験を有するほか、法律、財務及び会計、経営等の専門的知見を有することを基準としております。

取締役の解任議案については、以下の解任基準を踏まえた上で、取締役会において決定いたします。

1. 公序良俗に反する行為を行った場合
2. 健康上の理由から、職務継続が困難となった場合
3. 職務懈怠により、著しく企業価値を毀損させた場合
4. 選任基準に定める資質が認められなくなった場合

以上が現状の方針と手続であります。今後は任意の指名委員会の設置も検討してまいります。

(v) 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部が上記(iv)に記載の解任基準に抵触し、客観的に解任が妥当であると判断される場合は、社外取締役が出席する取締役会での十分な審議を行った上で決議することいたします。

取締役・監査役の選任理由は、株主総会招集通知に開示しております。社外取締役および社外監査役については、株主総会招集通知に加えまして、コーポレートガバナンス報告書にも開示しております。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しております。

取締役会、代表取締役、事業部長等の意思決定機関および意思決定者の委任の範囲は、職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程に基づき、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任に当たっては、本人又はその近親者が、以下の条件に当たらないことを選定基準とし、独立性を確保しております。

1. 当社及び当社の子会社(以下、「当社グループ」という。)の業務執行者(ただし、現在だけでなく過去10年間に該当する者を含む)
 2. 当社グループの主要な取引先(1)の業務執行者
 3. 当社グループを主要な取引先(1)とする者またはその業務執行者
 4. 当社グループからの役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)(2)
 5. 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
 6. 当社が大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している場合)である会社の業務執行者
 7. 過去3年間に於いて、上記2から4までに該当していた者
 8. その他、竹田印刷グループとの間に利害関係を有し、社外役員として職務を遂行する上で独立性に疑いがある者
1. 主要な取引先とは、当社グループとの取引において、支払額または受取額が、当社グループまたは取引先の連結売上高の5%以上を占めている取引先をいう。
 2. 多額の金銭とは、年間1千万円以上の金額をいう。
 3. 近親者とは、二親等内の親族をいう。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、現在8名で構成しており、うち2名が社外取締役です。取締役には、管理部門、営業部門、製造部門の各々の分野に精通した人材を1名以上置くこととしております。また、当社は地域事業部制を敷いており、利益管理単位の本部長である事業部長には原則として取締役が就き、分担して各地域の統括管理に当たっております。

当社の監査役会は3名で構成され、その過半数である2名の社外監査役を置き、取締役会の職務執行について監査しております。

社外取締役・社外監査役の選任に当たっては、独立性を有するだけでなく、経営全般に亘る広汎な見識、経験、実績を有していること、または特定分野での高い専門性を有し経営課題に対し適切な意見具申ができることを判断基準として選任しております。社外監査役には、法律、財務及び会計、経営等の専門的知見を有することを基準として選任しております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役・監査役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書等を通じて、毎年開示を行っております。社外監査役2名のうちの1名が、当社グループ以外の他の上場会社の社外監査役等を兼任しておりますが、その他の取締役・監査役は、当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼務しておらず、業務に専念できる体制となっております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

本報告書I-1.基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載しております。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役・監査役の選任にあたって、経営全般に亘る広汎な見識、経験、実績を有していること、または特定分野での高い専門性を有し経

営課題に対し適切な意見具申ができることを判断基準として選任しております。
選任後の取締役・監査役に対するトレーニングは、取締役新任に際して外部セミナーへの参加を課しているとともに、必要な知識修得のための研修機会の紹介、あっせんを行っております。また通常、業界雑誌等の役員回覧などを行って関連知識の収集を図っております。
当社は、社外取締役、社外監査役に対し、工場見学、主要子会社の見学を行うとともに、当社の事業概要、組織等についての説明を行うほか、当社が属する業界の状況について説明し、必要な知識修得ができるよう図っております。

- 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
株主との対話全般については、経営統括本部を管掌する取締役が、下記1～4を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように配慮しております。
1. 株主との対話に備えて、経営統括本部の各部署が有機的な連携を図る。
 2. 証券取引所主催のIRイベント参加や投資家説明会など、個別面談以外のIR活動で対話の手段の充実に取り組む。
 3. 対話において把握された株主の意見・懸念について、経営陣幹部や取締役会に対し報告する。
 4. インサイダー情報の管理については、内部情報管理規程および適時開示情報管理規程に基づき、情報管理を図る。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
竹田印刷従業員持株会	620,304	7.63
株式会社三菱UFJ銀行	350,000	4.30
各務芳樹	344,200	4.23
株式会社三井住友銀行	240,000	2.95
日本特殊陶業株式会社	210,000	2.58
明治安田生命保険相互会社	200,000	2.46
アイカ工業株式会社	200,000	2.46
竹田光孝	188,750	2.32
富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ株式会社	140,000	1.72
株式会社中京銀行	130,000	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

当社は自己株式651,746株を保有しておりますが、上記大株主の状況から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
奥村 隆夫	他の会社の出身者											
堀 龍之	弁護士								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥村 隆夫	○	奥村隆夫氏は、過去(2007年6月まで)に、日本特殊陶業株式会社の業務執行者でありました。なお、同社は当社の得意先であり継続的に取引しておりますが、金額は連結売上高の3%未満と僅少であり、「当社の主要な取引先」には該当いたしません。 奥村隆夫氏は2012年6月より2015年6月まで当社社外監査役(独立役員)を務めておりました。	奥村隆夫氏は、企業経営、海外勤務を通じた豊富な経験、見識があり、当社の経営において外部の視点を持って客観的かつ専門的に助言をいただけると判断しました。また、同氏と当社との間では特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

堀 龍之	○	堀龍之氏が代表弁護士に就任している丸の内綜合法律事務所と当社との間では法務顧問契約を結んでおりますが、契約金額は少額であり、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないものと判断しております。	堀龍之氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの視点から、経営の意思決定に適切な助言をいただけると判断しました。また、同氏と当社との間では特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役は会計監査人との相互連携を図るため、会計監査人から随時監査に関する報告を受けるなど情報交換を行っております。監査役は、内部監査室の作成する監査報告書類の検閲を行うほか、定期的に内部監査室と情報交換の場を持つことにより、内部監査の妥当性を検証しております。また、内部監査室から監査報告を受けるなど内部監査室と適宜コミュニケーションをとり、内部監査室との相互連携と内部監査の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中島 正博	他の会社の出身者													
永田 昭夫	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

中島 正博	○	中島正博氏は現在、株式会社みらいホールディングス顧問に就任しておりますが、同社と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。	中島正博氏は、金融機関で長年にわたり企業審査に携わった経験および財務会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営全般の監視ができる人物であります。また、同氏と当社との間では特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
永田 昭夫	○	永田昭夫氏は、過去(2011年6月まで)に当社の会計監査人であるあずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)の代表社員でありました。	永田昭夫氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験を有し、財務会計に精通しております。なお、同氏は過去に当社の会計監査人であるあずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)の代表社員でありましたが、同監査法人は独立した立場で当社の会計監査を行っており、また、当社の同監査法人に対する報酬額についても同監査法人の規模に比して少額であり、「多額の金銭その他の財産を得ている会計専門家」には該当しないため、独立性は確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社では現在社外取締役2名、社外監査役2名を置き、取締役会の職務執行について監査しております。社外取締役及び社外監査役の選任に当たっては、コーポレートガバナンス・コード[原則4 - 9]に示す基準に基づいております。

当該社外取締役2名、社外監査役2名は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

奥村隆夫氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。奥村隆夫氏は、13年前まで日本特殊陶業株式会社の取締役として勤務しておりましたが、退任後から長年経過しており、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないものと判断しております。

堀龍之氏が代表弁護士に就任している丸の内綜合法律事務所と当社との間では法務顧問契約を結んでおりますが、契約金額は少額であり、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないものと判断しております。

中島正博氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。また中島正博氏が役員若しくは使用人であった会社及び現在勤務しております会社と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

永田昭夫氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。永田昭夫氏は、9年前まであずさ監査法人の代表社員を務めておりましたが、退任後から長年経過しており、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないものと判断しております。当連結会計年度末において、当該社外取締役2名、社外監査役2名は当社株式を保有していません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、その他
---	-----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、基本報酬、単年度業績に連動した短期インセンティブとしての賞与、中長期的なインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成しています。基本報酬は月例定額制であり、役割の変更をその都度、反映するとともに、前期業績を適正に人事考課し、評価に反映しております。賞与につきましては、業績に応じて期末賞与を支給しており、取締役会で決議した上で決定しています。業績が悪化した際は、支給の可否及び支給額の減額を取締役会で検討しております。譲渡制限付株式報酬につきましては、株主総会で決議いただいた金銭報酬債権の総額および発行または処分される普通株式の総数の限度内にて、取締役会の協議によって定めております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

当社の取締役に対する2020年3月期の役員報酬は、以下のとおりであります。
 社内取締役を支払った報酬 1億55百万円(譲渡制限付株式報酬14百万円を含む)
 社外取締役を支払った報酬 9百万円
 社内監査役を支払った報酬 9百万円
 社外監査役を支払った報酬 7百万円

(注) 1 使用人兼務取締役の使用人給与(賞与を含む)は含まれておりません。
 2 主要な連結子会社の役員としての報酬額3百万円は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
 の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、基本報酬、単年度業績に連動した短期インセンティブとしての賞与、中長期的なインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成しています。

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第68回定時株主総会において、年額3億6,000万円以内と決議しております。取締役の基本報酬につきましては、株主総会の決議により決定した取締役の報酬総額の限度額内において、社外取締役の意見を聴取した上で、会社業績、世間水準等を勘案して取締役会で決定しております。取締役個々の基本報酬額につきましては、取締役会決議により、上記記載の算定基準に基づき代表取締役に一任しております。

賞与につきましては、株主総会の決議により決定した取締役の報酬総額の限度額内において、業績に応じて期末賞与を支給しており、取締役会で決議した上で決定しています。業績が悪化した際は、支給の可否及び支給額の減額を取締役会で検討しております。2019年8月26日開催の取締役会において、賞与における支給基準と支給金額について決定いたしました。支給基準としては、対応年度決算の連結及び単体にて営業利益を計上し、且つ連結経常利益5億円以上、単体経常利益2億円以上を計上することとしております。支給金額については総額72百万円以内、連結当期純利益の10%以内、単体当期純利益の20%以内とすることを決定いたしました。取締役個々の賞与額につきましては、取締役会決議により、代表取締役に一任しております。なお、2020年3月期におきましては、賞与支給を取りやめております。

譲渡制限付株式報酬につきましては、2018年6月27日開催の第80回定時株主総会において、株主総会の決議により決定した取締役の報酬総額の限度額内において、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額36百万円以内と決議しております。取締役個々の譲渡制限付株式報酬額につきましては、取締役会決議により決定しております。

監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第68回定時株主総会において、年額3,600万円以内と決議しております。なお、監査役個々の報酬につきましては、監査役会の協議によって定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営統括本部の各部署が社外取締役、社外監査役を適宜補助する体制としております。取締役会の開催に際しては、事前に社外取締役、社外監査役へ会議資料を配信し十分な審議時間を確保するとともに、事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の取締役会は現在8名の取締役(うち2名は社外取締役)で構成され、代表取締役社長を議長とし、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。取締役会には監査役も出席しております。なお、当社の取締役は25名以内とする旨を定款で定めており、経営環境の変化に対応して必要な経営体制を機動的に構築できるよう、取締役の任期を1年としております。また、経営効率の向上とチェック体制強化の両立を目的として、執行役員制度を導入しております。あわせて事業部制を採用しており、各事業部にはそれぞれの担当事業領域に関して責任と権限が与えられ、環境の変化に対応した機動的な意思決定を可能にしております。これらの体制により、経営の健全性と事業遂行の適切性が有効に確保されていると判断しております。

当社では、社外取締役2名を置き、経営の監督機能を強化しております。また、監査役制度を採用しており、常勤監査役を議長とする監査役会は3名で構成され、その過半数である2名の社外監査役を置き、取締役会の職務執行について監査しております。これにより、監査役会の独立性を高め、透明性の高い公正な経営監視機能が実現しているものと考えております。なお、当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

社外取締役および社外監査役につきましては、高い見識と豊富な経験を有する有識者から選任することにより、経営の健全性の確保を図っております。この社外取締役および社外監査役については、独立役員の要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

業務運営に関しては、竹田印刷グループ全体の中期経営計画及び年度計画に基づき、各社がそれぞれ年度予算を策定し、定時取締役会において進捗状況の確認をしております。

損失の危険およびその他のリスクを統括的に管理するため、リスク管理委員会を設置しております。このリスク管理委員会はリスク管理規程等に基づいて個々のリスク(コンプライアンス、経営戦略、業務運営、環境、災害など)に対処する責任部署を定めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する体制を確保しております。経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において報告しております。各事業部署などは、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応策を決定し、適切にリスク管理を行っております。内部統制推進部署は、各事業部署等が実施するリスク管理が体系的・効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行っております。内部監査部署は、リスク管理に係る事項を含めて監査し、監査を受けた部署は是正、改善の必要のあるときには、内部統制推進部署および関連する部署と連携してその対策を講じております。

会計監査人には、有限責任 あずさ監査法人を起用しており、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時相談・確認を行い、会計処理の透明性と正確性の向上に努めています。有限責任 あずさ監査法人との継続監査期間は13年間であり、有限責任 あずさ監査法人の当社業務執行社員と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。2020年3月期における業務執行社員等の構成は以下のとおりであります。

有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 岩田 国良、加藤 浩幸
 補助者 有限責任 あずさ監査法人 公認会計士5名、その他7名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は現状では社外取締役2名、社外監査役2名を置き、取締役会の職務執行について監査しております。また、執行役員制度の導入により、職務の執行に携わる執行役員と執行役員の職務執行状況を監督する取締役を分け、経営上の意思決定における役割とチェック体制の強化を図るとともに、社外監査役2名を含む監査役3名による監査役会により取締役の職務執行を監視する体制をとっております。

社外取締役及び社外監査役は高い見識や経験等を有していることにより、客観的な視点で当社取締役の職務執行の妥当性を監査する観点から適切な人物と判断し、選任しております。当該社外取締役2名及び社外監査役2名は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

社外取締役は、定例の取締役会(原則として毎月開催)及び臨時取締役会に出席し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。社外監査役は、定例の取締役会及び臨時取締役会に出席するとともに、定例の監査役会(原則として毎月開催)及び適宜開催されるグループ監査役会等に出席するほか、常勤監査役の情報提供などに基づいて、客観的、中立的な立場から助言、提言を行うとともに、経営に対する監視機能を果たしております。監査役と会計監査人との相互連携を図るため、会計監査人から随時監査に関する報告を受けるなど情報交換を行っており、社外監査役は適宜、当該情報交換の場に参画するなどしております。内部監査室との相互連携につきましては、必要に応じて内部監査室からの監査報告を受けるなどにより適宜コミュニケーションをとっております。

以上により適切なコーポレートガバナンス体制が確保されていることから、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	当社ウェブサイトにて株主総会招集通知および定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項を掲載しております。 従来より当社では、株主総会における事業報告にて映像やグラフを用いた動画による説明を実施するほか、会場を名古屋市内のイベントホール(定員300名)で開催するなど、株主の皆様へ快適にご審議いただく環境を整えてまいりました。 しかし、このたびの新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、2020年6月25日開催の第82回定時株主総会につきましては、会場を当社会議室へ変更し、感染予防対策を徹底した上で、規模を縮小して実施いたしました。次回以降につきましては、株主の皆様の安全を最優先として、快適な環境整備を行ってまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、名古屋証券取引所が開催する名証IRエキスポに出展し、会社概要の説明や簡単な質疑応答などを行うなど、個人投資家向けプレゼンテーションの場を確保しております。 また、2018年1月の東京証券取引所市場第二部への上場に伴いまして、関東地区におけるIRイベントにも出展しており、2019年12月には野村IR資産運用フェアに出展しました。 なお、今後につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響にて既に名証IRエキスポの中止が発表されており、今後の収束状況を確認しながら関東地区での出展を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所主催のアナリスト向け企業説明会(開催地:東京)に参加し、当日お集まりいただいたアナリスト・機関投資家の方に対して個別説明を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	https://www.takeda-prn.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営統括本部 経営企画部	
その他	当社ではIRイベントに出展した際、当社に関するアンケート調査を実施しております。ご協力いただきましたアンケート枚数に応じまして、国内外にて発生した自然災害への義捐金を実施しております。当社は、IRイベントを通じまして個人投資家の皆様とのコミュニケーションを大切にするとともに、このような社会貢献活動を今後も続けてまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、企業の社会的責任を果たすため、法令の順守はもとより、企業倫理を高める活動を推進していくため、グループ行動規範を定めております。行動規範は以下のとおりです。 竹田印刷グループ 行動規範 ～信頼される企業であり続けるために～ 1. コンプライアンスの実現のために ～責任ある行動をしよう～ (1) 私たちは常に倫理を重んじ、関連する全ての法令、規則を順守します。 (2) 法令、規則に違反する行為や非倫理的な行為を見つけたときは、勇気を持って指摘し、是正に向けて一致協力します。 (3) 透明性を重視し情報開示につとめ、全てのステークホルダーから信頼される関係作りにより、竹田印刷グループの企業価値の向上に努めます。 (4) 会社の利益を害する取引や個人的な利益を目的とした取引は決して行いません。 (5) 反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、不当、不正な要求には一切応じません。 2. 顧客満足の実現のために ～お客様に感謝しよう～ (1) お客様の業務に精通し、お客様のビジネスが成功するために常に最善を尽くします。 (2) お客様の「声」に耳を傾ける姿勢を持ち、お客様への誠実な対応を忘れません。 (3) 総合的な品質向上に努め、お客様が満足される成果物を提供します。 (4) お客様にかかわる情報(企業機密、個人情報、原稿、データなど)について、紛失、破損、漏洩等することがないように社内ルールに従って厳格に管理します。 3. 働きがいのある企業風土づくりのために ～仲良く朗らかに元気に働こう～ (1) 私たちは人権を尊重し、不当な差別やハラスメントを断じて許すことなく、一人ひとりの資質や能力が最大限に発揮されるよう行動します。 (2) 明確な目標を掲げ、情熱をもって行動します。 (3) 革新を求める姿勢を大切に、新たな課題に挑戦します。 (4) 良いところを学ぶ風風を大切に、次の世代を担う社員を大事に育てます。 4. グループの総合力発揮とさらなる発展のために ～社運発展のためお互い協力しよう～ (1) 会社方針を全員で理解し、情報を共有します。 (2) マイナス情報は優先的に報告します。 (3) グループや会社、部門の目標達成に向けてチームワークと総合力を発揮します。 (4) 国際取引に当たっては国際ルールやその地域の法令を順守するほか、相互信頼に向けて文化や商習慣に配慮します。 5. よき企業市民となるために ～よき家庭の一員となろう～ (1) 自分自身の役割を自覚し、良心に恥ずべき行為は行いません。 (2) 良い企業市民として社会活動に取り組み、安心・安全な地域社会づくりに貢献します。 (3) 環境負荷の低減につとめ循環型社会の実現に寄与します。
環境保全活動、CSR活動等の実施	従前よりISO14001(環境マネジメントシステム)に基づいた改善を継続しております。そのほか、森林認証紙の活用、有害な廃液を出さない水なし印刷、製品の製造から廃棄までのライフサイクルで排出される温室効果ガスの量を表示したカーボンフットプリント、日本印刷産業連合会よりグリーンプリンティング認定工場の認定を受けるなど、「環境にやさしい製品」をお客様に積極的に提案することで、お客様の環境活動にも貢献できるよう取り組んでおります。 情報管理につきましては、以前より個人情報管理にてプライバシーマークの取得・運用を行っていましたが、2015年10月20日付で当社全拠点におきまして、情報管理の国際規格「ISO27001」の認証を新たに取得しました。お客様からお預かりする個人情報や機密情報の管理を徹底し、各種試験問題や製品カタログ等の情報セキュリティを必要とする案件に対応できる管理体制を確保しております。 SDGsに関する取り組みにつきましては、当社は2019年4月に国連グローバル・コンパクトへ加盟しました。国連グローバル・コンパクトが掲げる4分野10原則「人権・労働・環境・腐敗防止」を支持し実行するためにSDGsを活用し、持続的成長を目指して活動しております。 なかでも、SDGs 8番目の目標「働きがいも経済成長も」に積極的に取り組んでおります。ダイバーシティやワーク・ライフ・バランスへの取り組みとして、「あいち女性輝きカンパニー」優良企業表彰、愛知県ファミリー・フレンドリー企業表彰「奨励賞」を受賞しております。また、「名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進企業」、「大阪府 男女いきいきプラス」事業者として認証されております。2020年6月には「子育てサポート企業」として認定され、「くるみんマーク」を取得しました。当社のさらなる成長・発展には、女性の活躍、社員の生産性と生活の質向上が不可欠であり、すべての社員が「竹田印刷で働いて良かった」と思うことができる会社作りを実現させるために、今後も継続的にSDGsへ取り組んでまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

竹田印刷グループ 内部統制システムの基本方針は以下のとおりです。

1. 当社および当社子会社からなる企業集団(以下、当社グループ)の取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役および執行役員は、「竹田印刷 グループ行動規範」を率先垂範するとともに、その順守の重要性について繰り返し情報発信することにより、グループ全体にその徹底を図る。また取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

内部監査部署は、業務の有効性、効率性、法令等の順守、財務報告の信頼性を確認するため、グループ各社を含めて計画的に監査を実施する。リスク管理委員会では、グループ各社における不正行為の予防措置、法令違反行為等が発見された場合は是正措置等の活動を促進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務の遂行に係る文書(電磁的記録を含む)は、これに関連する資料とともに文書管理規程に従って保存・管理する。機密情報については、竹田マネジメントシステム基本方針及び関連諸規定に基づき適切に管理し、個人情報の取扱に関しては、個人情報保護方針及び個人情報保護規定に基づいて対応する。

取締役会議事録など取締役の職務の遂行に重要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧できるよう検索可能な状態を維持する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険およびその他のリスクを統括的に管理するため、グループ各社の担当責任者を含むリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理規程等に基づき、個々のリスク(コンプライアンス、経営戦略、業務運営、環境、災害など)に対処する責任部署を定めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する体制を確保する。

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において報告する。

各事業部署等は、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応策を決定し、適切にリスク管理を行う。

内部統制推進部署は、各事業部署等が実施するリスク管理が体系的、効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行う。

内部監査部署は、リスク管理に係る事項を含めて監査し、監査を受けた部署は、是正、改善の必要のあるときには、内部統制推進部署および関連する部署と連携してその対策を講じる。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役の職務が適正かつ効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、社内規程に基づく職務権限および意思決定ルールを定める。

取締役会を定期的に開催するとともに必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営に関しては、当社グループの中期経営計画および年度計画に基づき、各社がそれぞれ年度予算を策定し、定例取締役会において進捗状況を確認する。

経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、情報システムの主管部署を置き維持管理、整備等を進め、全社レベルでの最適化を図る。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、「竹田印刷グループ 財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、財務報告に係る内部統制の体制の維持・改善を図る。

グループ全体の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法および関連する規則等に基づき、整備・運用するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

6. 当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制およびグループ各社の取締役の職務の執行に係る当社への報告に係る体制

当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、グループ全体を対象とするリスク管理委員会を開催するとともに、グループ各社を対象にした内部監査を実施する。

さらに、法令順守の観点から、グループ各社に対し「竹田印刷グループ 行動規範」を配付し徹底を図るとともに、法令に反する行為等を早期に発見し是正するため、当社グループの全従業員を対象とした「公益通報処理制度」を設置し、運用する。公益通報処理制度の責任者は、通報者が報告したことを理由として不利益な取扱を受けないよう保護する。

また、グループ各社には原則として取締役または監査役を派遣して業務の適正性を確保するほか、関係会社管理規程に基づき、主管部署が指導、支援を行うとともに必要な報告を受ける。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制およびその使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事異動については監査役会と担当取締役が協議して行い、人事評価については監査役会が行うこととする。監査役補助を兼任する使用人は、監査役の職務の補助を優先して従事する。

8. 当社グループの取締役・使用人が監査役に報告するための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、監査役の要請に応じて、事業および内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部署は内部監査の結果等を報告する。

また、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、すみやかに監査役または公益通報処理窓口連絡し、公益通報処理責任者は監査役に報告する。

監査役がその職務の遂行につき、費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理等を請求したときは、請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要なでないと証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役監査基準に基づいて監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。

監査役は取締役会に出席して、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握する。

監査役は、定期的に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催するとともに、グループ各社の監査役からなるグループ監査役会を開催し、監査実施状況等について意見交換および協議を行う。また、代表取締役、会計監査人および内部監査部署と定期的にまたは必要に応じて意

見交換を行い、監査の実効性の確保を図る。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制

「竹田印刷グループ 行動規範」において、反社会的勢力との関係拒絶について記載し、「反社会的勢力対応規程」を定め、順守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求についての対応窓口を定め、情報収集や外部との情報交換に努めるとともに、警察、顧問弁護士との連携に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「竹田印刷グループ 行動規範」において、反社会的勢力との関係拒絶について記載し、「反社会的勢力対応規程」を定め、順守すべきルールとして徹底を図っております。反社会的勢力からの不当要求について総務部署を対応窓口と定め、情報収集や外部との情報交換に努めるとともに、警察、顧問弁護士との連携に努めております。また、取引先との間で「取引基本契約書」および「反社会的勢力排除に関する覚書」を取り交わし、反社会的勢力と関わりがないことを確認するとともに、万が一取引先が反社会的勢力であることが判明した場合は直ちに関連契約の解除を行うことができる体制を整備しております。

その他

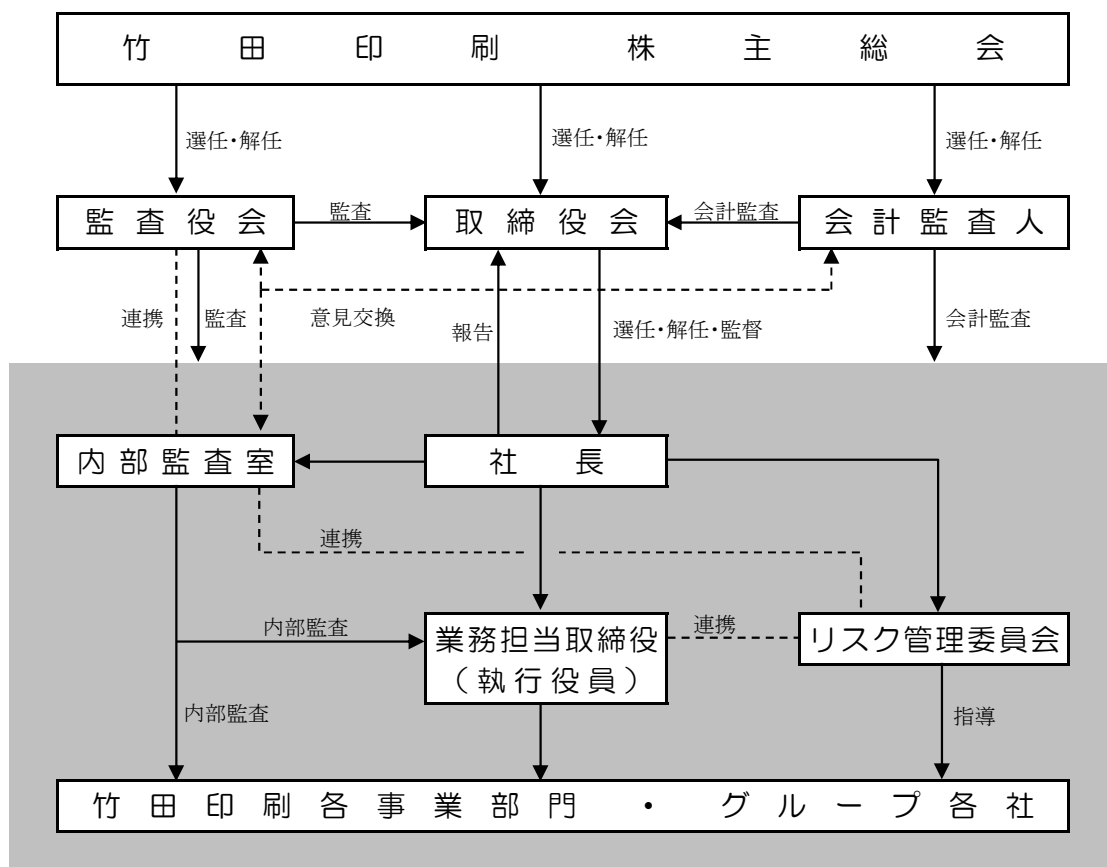
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

竹田印刷グループの業務執行及び内部統制に関するスキーム



【適時開示体制の概要（模式図）】

